

可燃ごみ・粗大ごみ 持ち込み自粛のお願い

清掃課 ☎ 57・4100

ごみ焼却炉と粗大ごみ破砕設備の定期修理のため、可燃ごみと粗大ごみの持ち込みを自粛してください。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

期 間 11月14日(月)～30日(水)

都市計画案の縦覧

都市計画課 ☎ 66・1142

東三河都市計画区域の都市再開発の方針に係る案を、次のとおり縦覧します。

なお、案について意見のある方は、縦覧期間満了の日までに県へ意見書を提出することが出来ます。

縦覧期間 11月8日(火)～22日(火)(土・日曜日を除く)

縦覧場所 愛知県住宅計画課

(県庁5階 ☎ 052・954・6569)

市役所都市計画課(新館3階)

知っていますか？労働保険

産業振興課 ☎ 66・1119

労働保険とは、労働者が業務上または通勤途上で事故などの災害にあった場合の補償(労災保険)および失業した場合の給付(雇用保険)が受けられる制度です。

会社は、労働者(パート・アルバイトを含む)を一人でも雇用すれば、必ず加入しなければなりません(農林水産業の一部を除く)。

まだ加入手続きをしていない事業主の方は、今すぐ加入手続きを、働く皆さんは、加入しているかの確認をお願いします。

問合せ先 豊川公共職業安定所
蒲郡出張所業務係
☎ 67・8609

ユトリーナ情報

清掃課 ☎ 57・4100

★臨時休館のご案内

クリーンセンターの焼却炉点検に伴い臨時休館します。

期 間 11月14日(月)～21日(月)

問合せ先 ユトリーナ蒲郡

☎ 57・0123

文化財保護強調週間

11月1日～7日

昭和24年に奈良法隆寺の金堂が火災に見舞われ、壁画が失われました。これを契機に、貴重な財産を守ろうと文化財保護法が制定されました。昭和29年には法隆寺金堂を修復したのをきっかけとして「文化財保護強調週間」が定められました。

文化財は、過去の暮らしを知るうえで欠かすことのできない貴重なものです。私たち一人ひとりの力で、この大切な文化財を保護し、後世に伝えていきましょう。

■蒲郡市の指定文化財

文化財と聞くと、まず思い浮かべるのは、仏像や絵画、陶磁器などといった形のあるものですが、そのほかに「伝統的な行事」「埋蔵文化財」「貴重な動植物」なども文化財に含まれます。この中で、特に貴重なものが指定文化財となっています。蒲郡市には、全部で120件の指定文化財があります。

〈蒲郡市の指定文化財〉

- 国指定・・・8件
- 国登録・・・1件
- 県指定・・・7件
- 市指定・・・104件

■埋蔵文化財の保護

文字どおり土に埋もれた文化財が埋蔵文化財です。古墳や城跡、土器片散布地などがこれにあたります。市史跡に指定されている「上ノ郷城跡」では、保存整備に向けた発掘調査が続けられています。本年度も5月に第6次調査が実施されました。この調査では、鵜殿氏が築造したとみられる堀の一部が見つかりました。要害堅固と伝えられてきた城の一端がうかがえます。



勝善寺・木造千手観音立像
(市指定文化財)



上ノ郷城跡第6次調査現地説明会

背景写真：清田の大クス(国指定文化財)

博物館 ☎ 68・1881